

定額給付金

子育て応援特別手当

を給付します



景気後退下での市民の皆さんの不安に対処するため、生活支援および地域の経済対策に資することを目的に「定額給付金」を、また多子世帯の幼児教育期の子育て負担に対する配慮として「子育て応援特別手当」を給付します。

定額給付金

給付対象者

平成21年2月1日(基準日)に、
光市で次の または のいずれかに該当する人

住民基本台帳に記載されている人

外国人登録原票に登録されている人(短期滞在者を除く)

給付額

給付対象者一人につき1万2000円。ただし、基準日に65歳以上の人および18歳以下の人一人につき2万円

申請・受給者

原則として平成21年2月1日現在で給付対象者の属する世帯の世帯主(外国人の場合は本人)

申請期間

平成21年3月31日(火)から平成21年9月30日(木)まで

申請方法

定額給付金の受給は市への申請が必要です。申請書は4月中旬までに各世帯に郵送します。

申請は、所定の返信用封筒に次の書類を添付して、返送してください。

【用意するもの】

- ・申請書(請求書)
- ・本人を証明するもの(運転免許証など)の写し
- ・振込先口座の通帳の写し(口座番号およびカナ氏名のわかるもの)

給付方法

申請者名義の金融機関の口座への振り込みを原則とします。ただし、口座のない人等は、市役所の定額給付金担当窓口でお渡しします。

給付は、申請書を受理後、申請内容等を確認・審査し、準備が整い次第、順次行います。

内容等を確認・審査し、準備が整い次第、順次行います。

なお、一度に申請が集中することが予想されるため、確認・審査や金融機関の会計処理の都合により、申請から給付までに3〜4週間程度かかる見込みです。

問合せ

総務課定額給付金担当窓口

☎0833(72)1400

子育て応援特別手当

支給対象者

世帯に、平成20年4月1日現在で属する3歳以上18歳以下(平成2年4月2日から平成17年4月1日生まれ)の児童が2人以上あり、そのうち第2子以降で3歳から5歳(平成14年4月2日から平成17年4月1日生まれ)の児童で、平成21年2月1日(基準日)に次のまたは のいずれかに該当する人

住民基本台帳に記載されている人

外国人登録原票に登録されている人(短期滞在者を除く)

支給額

支給該当児童一人につき3万6000円

「定額給付金をかたった
振り込め詐欺にご注意ください」

申請書に不明な点があった場合、市から問い合わせる場合がありますが、ATM（現金自動預払機）の操作をお願いしたり、給付のための手数料などの振り込みを求められることは絶対にありません。不審な電話がかかってきた場合は、生活安全課、定額給付金担当窓口、または光警察署までご連絡ください。

問合せ
生活安全課

☎0833(72)1400

問合せ
子ども家庭課保育家庭係

☎0833(74)3005

申請・受給者
支給児童が属する世帯の世帯主
申請手続きなど
申請書の様式や申請期間は定額給付金と一体ですので定額給付金の手続きを参照してください。
世帯外に住所がある児童を保護者の医療保険や税などの扶養に含めている人は、世帯員に含め算定できる場合があります。

一覧表

	定額給付金	子育て応援特別手当
給付（支給）の対象となる人	平成21年2月1日（基準日）に以下のいずれかに該当する人 住民基本台帳に記載されている人 外国人登録原票に登録されている人 （短期滞在者を除く）	世帯に、平成20年4月1日現在で、3歳以上18歳以下（平成2年4月2日～平成17年4月1日生まれ）の子どもが2人以上おり、そのうち第2子以降で3歳から5歳まで（平成14年4月2日～平成17年4月1日生まれ）の子どもで「定額給付金」の基準日要件に該当する人
給付（支給）金額	一人につき 12,000円 ただし、基準日現在で18歳以下および65歳以上は一人につき 20,000円	支給該当児童一人につき 36,000円
申請・受給できる人	原則として給付対象者の属する世帯主（外国人の場合は本人）	支給児童が属する世帯の世帯主

申請から給付までの流れ

